



【大阪市消費者センターから情報提供がありました】

「消費生活」は、契約により成り立ち、その契約は売り手と買い手の間で「売ります」「買います」という意思が一致すれば、契約書に印鑑を押さなくても、口約束で成立します。最近では、コロナ禍で家で過ごす時間が長くなったこともあり・・・初回無料であるけれど、“継続購入の条件”が付いていた等のトラブルも多く、インターネット通販の「定期購入契約」に関する相談が昨年より比べてかなり多くなっているそうです。

また、かわらず多いのが住宅リフォーム、新聞の購読契約、水回り修理サービス、ケーブルテレビや有料チャンネルなどの契約をしつこく迫る「点検商法」等も注意が必要とのことです。

その他、消費者トラブルを招く契約の特徴としては、訪問販売と電話勧誘販売も引き続き多く、**アポイントメントセールス（デート商法など）**や**マルチ商法（知人を紹介すれば利益が得られる）**は若年層を中心に多く、架空請求・不当請求などの**特殊詐欺**は減少傾向にあるものの、幅広い世代で被害が出ています。

万一、トラブルにあった時の対処法として、訪問販売などで商品やサービスの契約をしても契約を無条件で解除できる「**クーリング・オフ制度**」があります。業者の強引なセールスなどで、消費者が十分に考える余裕のないまま、申し込みや契約をしてしまった時に生じる被害を防ぐための、いわば“頭を冷やしてよく考える”ための制度です。

しかし、解除が可能な期間が定められていることもあり、通信販売は対象外なので注意が必要です。

大阪市消費者センターでは相談を受けるだけでなく、解決のための助言・あっせんも行っています。

【連絡先】

■大阪市消費者センター / 06-6614-0999

大阪市育成会会員だより

《令和2年度 大阪市育成会懇親会の中止について》

- ・令和2年12月4日（金）に開催予定の「令和2年度大阪市育成会懇親会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今年度は中止となりました。

《令和2年度 大阪市育成会ニューイヤーコンサートの中止について》

- ・令和3年1月30日（土）に開催予定の「令和2年度大阪市育成会ニューイヤーコンサート」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今年度は中止となりました。

《12月 支部連絡会について》

- ・日時：12月17日（木）12：30～
- ・場所：社会福祉センター 301会議室
- 注）次の「※大阪市立社会福祉センター会議室の使用について」の記載事項を遵守して、開催いたします。

※大阪市立社会福祉センター会議室の使用について

【遵守事項】

- ◎窓、扉を開けて使用する。
- ◎人との間隔はできるだけ2m（最小1m）を確保する。
- ◎参加者の名簿を作成し、必要に応じて名簿を保健所に提出する。
- ◎当日は自宅で検温し、軽度の発熱や咳、咽頭痛等の症状がある場合は参加しない。
- ◎マスクを着用して参加する。等

（但しコロナ感染拡大状況により開催できない場合もあります。）

《令和3年1月 支部連絡会のお知らせについて》

※会場の都合により（改修工事のため会場使用が不可となりました）1月の支部連絡会は開催しません。

《会員向け学習会のお知らせ》

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当面の間は開催しません。

活動報告（10月16日から11月15日まで）

活動日	内容
10/31	令和2年度 第1回 大阪市障がい者スポーツセンター運営委員会 (大阪市舞洲障がい者スポーツセンター)